

経済建設委員会会議録

令和2年12月15日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:52

【案件】

1. 議案第107号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第119号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例
3. 議案第108号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
4. 議案第109号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第110号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
6. 議案第111号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
7. 議案第114号 令和2年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
8. 議案第115号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
9. 議案第116号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
10. 議案第117号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
11. 議案第130号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)
12. 議案第132号 市道路線の認定

【所管事務調査】

1. 飯塚市定住促進住宅改修補助金制度について

【報告事項】

1. 企業誘致の取組について (産学振興課)
2. 飯塚市地方卸売市場敷地の活用(企業誘致)について (産学振興課)
3. いいつかスポーツ・リゾート宿泊施設利用状況について (商工観光課)
4. 「飯塚市下水道ストックマネジメント計画」の策定について (上下水道施設課)
5. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第107号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第119号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」、以上2件については関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅課長

「議案第107号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第119号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明いたします。

「議案第107号」につきましては、「議案第119号」に関連する補正予算となっていることから、初めに「議案第119号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。住宅新築資金等貸付事業は、地域改善対策事業の一環として昭和41年度から平成9年度まで住宅の新築もしくは改修、または住宅の敷地の用に供する土地もしくはその土地に係る借地権の取得について必要な資金の貸し付けを行ってまいりました。この貸付事業につきましては、貸付金回収事務と市債償還事務を一環としてとり行

うことから飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計を設置しておりましたが、貸付金の貸付資金原資であります起債の償還が本年度末をもって終了し、貸付金の回収に関する事務のみになることから、令和3年度以降は一般会計において事務をとり行うこととするため、飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計を廃止するものでございます。

8ページの飯塚市特別会計設置条例 資料（新旧対照表）をお願いいたします。改正内容につきましては、第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げるものです。

戻っていただき、7ページをお願いいたします。本特別会計における市債の償還に必要な財源を確保し、財政の健全な運営に資するため、飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計減債基金を設置しておりましたが、特別会計の廃止に伴う減債基金の廃止により、附則におきまして、飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計減債基金条例を廃止するものでございます。

続きまして、「議案第107号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」につきまして、補足説明いたします。

補正予算書の205ページをお願いいたします。今回の補正は、全費目につきまして決算見込みによる見直しを行い、かつ先ほどの説明と重複しますが、住宅新築資金等貸付金の貸付資金原資であります起債の償還が本年度末をもって終了することから、特別会計を廃止することに伴うものでございます。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億9114万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億785万8千円とするものでございます。その内容につきましてご説明いたします。

210ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款1項1目「一般管理費」の2節「給料」、3節「職員手当等」、4節「共済費」及び18節「負担金補助及び交付金」につきましては、担当職員給与費等を合計2万6千円増額しております。24節「積立金」におきましては、預金利子積立金及び運用収入積立金を合わせて7万4千円減額しております。4款1項1目「一般会計繰出金」につきましては、特別会計廃止に伴い、決算剰余金及び減債基金を合わせて6億9119万4千円を一般会計に繰り出すものでございます。

戻っていただき、208ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款1項1目「住宅新築資金等補助金」につきましては、住宅新築資金等貸付助成事業費の償還推進助成対象費用の増額に伴い121万5千円増額しております。2款1項1目「利子及び配当金」は、減債基金預金利子を18万9千円増額し、2目「基金運用収入」につきましては、減債基金運用収入を26万3千円減額しております。3款1項1目「減債基金繰入金」につきましては、飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計減債基金条例廃止に伴う減債基金繰り入れのため、6億8131万1千円増額しております。3款2項1目「一般会計繰入金」は、特別会計廃止のため、51万1千円を全額減額いたしております。4款1項1目「繰越金」につきましては、前年度繰越金173万円増額しております。5款1項1目「住宅新築資金等貸付金元利収入」につきましては、国住宅新築資金等貸付金（滞納繰越分）の元金収入を678万1千円、利子収入を69万4千円増額しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第107号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第119号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議

ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第108号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正は、オートレースの開催日数を当初、通常開催88日、ミッドナイトレース47日の計135日で設定しておりましたが、通常開催85日、ミッドナイトレース59日の計144日で、開催日数が9日間増加したこと及び9月までの売り上げの実績を踏まえ、執行残など関係経費の整理を行ったものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ40億8850万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を263億5287万5千円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものを説明いたします。

補正予算資料の20ページをお願いいたします。歳出予算につきまして、競走費、事業費、事務費、本場開催経費について、選手宿舍宿泊業務委託料470万9千円、競走会業務委託料1863万1千円の増につきましては、開催日数の増及び実績並びに見込みにより増額計上しております。電話投票事務委託料8億1699万1千円の増につきましては、開催日数の増及び民間ポータルサイトの売上額の増加に伴い、増額計上しております。JKA交付金8033万1千円の増は、売上額の増額補正に伴うものでございます。事務費の場外発売関係費、場外発売経費負担金1億7103万9千円の減につきましては、新型コロナウイルス対策で場外発売を中止している期間があったことと、場外発売再開後の実績に伴い減額補正するものでございます。事務費の専用場外発売所関係費、専用場外発売所施設運営委託料1130万円の減につきましては、飯塚市管理施行の専用場外発売所において新型コロナウイルス対策で発売を中止している期間があったことと、場外発売再開後の実績に伴い減額補正するものでございます。包括的民間業務費、包括的民間委託料につきましては、売上実績、売り上げの実績見込みにより整理いたしまして、2038万9千円を増額計上しております。勝車投票券払戻金31億6392万3千円の増は、勝車投票券発売収入の増額補正に伴うものでございます。競走費、管理費、施設改善費につきまして、走路改修工事の執行残を整理するものでございます。予備費につきましては、令和2年度の単年度黒字を見込むものでありまして、売り上げの増に伴い2億2406万8千円の増額を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

補正予算資料の19ページをお願いいたします。勝車投票券発売収入45億1495万2千円の増は、当初の予定日数135日から144日へと開催日数が増加したことによる見直し、場外発売の実績、民間ポータルサイトの発売実績等の整理を行ったものでございます。インターネット発売の民間ポータルサイトが飛躍的に売り上げを伸ばしておりまして、増額補正させていただいております。受託事業収入、場外発売業務負担金2億4319万6千円の減につきましては、新型コロナウイルス対策で場外発売を中止している期間があったことと、場外発売再開後の実績に伴い減額補正するものでございます。財産収入、席料1302万1千円の減につきましては、新型コロナウイルス対策に伴う有料席の入場制限及び無観客期間の影響により、減額補正するものでございます。繰入金、小型自動車競走場 施設改良基金繰入金1億8千万円の減につきましては、走路改修工事の財源として基金を活用するようにしていましたが、売り上げの増が見込めることから財源が確保できるため減額補正するものでございます。

諸収入、重勝式発売収益配分金1295万1千円の増につきましては、発売実績に伴い増額補正するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

歳出のほう、予備費ですね、予備費。これは単年度の利益だということですが、これは括弧して赤字解消と書いていますけど、全て累積赤字の穴埋めというか、それで補填するんですか。例えば今、改良基金とか、改良基金を使わなくてよかったんですけど、そのように積み立てるとかいうことではない。

○公営競技事業所副所長

今回の予備費につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、単年度黒字を見込む額となっております。この額を累積赤字がございまして分に関して充当していくという組み立てをさせていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第108号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第109号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。

補正予算書の227ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2463万7千円とするものでございます。

主なものにつきまして、歳出からご説明いたします。230ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費では、事務委任負担金で負担内訳の精査により1万3千円を増額するものでございます。

続いて、歳入のご説明をいたします。同じく230ページをお願いいたします。3款1項1目の一般会計繰入金21万5千円の減額は、財源調整をした結果、減額とするものでございます。4款1項1目の繰越金23万5千円は、令和元年度決算の結果、増額とするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第109号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第110号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」について、補足説明をいたします。

補正予算書の233ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ637万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5156万3千円とするものでございます。

主なものを歳出からご説明いたします。239ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費1058万2千円の増額は、正規一般職員を1名増にしたことなどによる増額でございます。1款1項2目の市場管理費550万円の減額は、備品等運搬費、消費税などの執行残の減額でございます。1款2項1目の施設整備費194万8千円の減額は、建築確認検査手数料の増額、普通旅費、移転補償費算定委託料で契約締結により額が確定したことによる執行残の減額などで、増減の差引きによるものでございます。2款1項2目の利子323万6千円の増額は、市場施設整備事業債に伴う利子の増額でございます。

続いて、歳入のご説明をいたします。戻りまして、237ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売市場使用料は、市場での卸売高を元に施設使用料を徴収しておりますが、本年度前期、4月から9月までの売上実績から本年度の売上見込の精査によりまして、青果部では増額となりますが、花卉部では減額となるため、増減の差引きにより284万2千円を増額補正しております。2款1項1目の市場事業費補助金3815万5千円の減額は、契約額が確定したことによる強い農業づくり交付金の減額に伴いまして、減額補正するものでございます。3款1項1目の一般会計繰入金169万円の増額は、財源調整をした結果、増額とするものでございます。4款1項1目の繰越金12万8千円の増額は、令和元年度決算の結果、増額とするものでございます。5款1項1目の雑入96万5千円の増額は、消費税還付金による増額でございます。6款1項1目の市場事業債3890万円の増額は、市場事業費補助金の減額分が地方債として増額となっております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第110号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設政策課長

「議案第111号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、補足説明いたします。

今回の補正は、全費目につきまして見直しを行い、決算見込みにより補正を行うものでございます。

補正予算書の247ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ152万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ380万6千円とするものでございます。

その内容につきましてご説明いたします。251ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款1項1目「一般管理費」の、2節「給料」、3節「職員手当等」、4節「共済費」及び18節「負担金補助及び交付金」につきまして、令和2年4月の人事異動に伴い、担当職員給与費等158万円を増額しております。1款1項2目「駐車場管理費」の11節「役務費」及び18節「負担金補助及び交付金」につきましては、火災等保険料及び職員厚生会交付金6千円を増額しております。2款1項2目「利子」につきましては、飯塚立体駐車場整備事業に係る事業債の定期償還額の減額に伴い、6万1千円を減額しております。

1ページ戻っていただきまして、250ページをお願いいたします。歳入につきまして、1款1項1目「駐車場使用料」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い利用者が大幅に減少したことから、飯塚立体駐車場使用料、本町駐車場使用料及び東町駐車場使用料、合わせて151万5千円を減額しております。2款1項1目「一般会計繰入金」につきましては、財源調整のため、164万6千円を増額しております。3款1項1目「繰越金」につきましては、令和元年度決算による繰越金8万7千円を増額しております。4款1項1目「雑入」につきましては、駐車場損害金及び消費税還付金、合わせて13万円を増額しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第111号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 令和2年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第114号 令和2年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算資料の23ページをお願いいたします。まず、上段の黒丸の業務予定量につきましては、年間総給水量を3万1872立方メートル減の1233万2218立方メートルに改めるものでございます。

次に、収益的収支でございますが、水道事業収益で1859万9千円減額いたしまして、総額を21億8969万1千円とするものでございます。主なものとしまして、給水収益の減によるものでございます。

水道事業費用につきましては、3339万3千円減額いたしまして、総額を22億

7268万2千円とするものでございます。主なものとしまして、育児休業によります職員人件費の減と執行額確定による委託料の減でございます。

次に、下段の資本的収支でございますが、資本的収入で766万3千円増額いたしまして、総額を9億8570万9千円とするものでございますが、水道メーターの口径別納付金の増と工事負担金の増によるものでございます。

資本的支出につきましては、995万7千円減額いたしまして、総額を18億2067万9千円とするものでございます。主なものとしまして、改良事業費の執行額確定による委託料の減と新設事業費のメーター購入費の減によるものでございます。

以上、「議案第114号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第114号 令和2年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第115号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料の24ページをお願いいたします。収益的収支でございますが、工業用水道事業収益で26万3千円増額いたしまして、総額を5861万円とするもので、主に消費税及び地方消費税還付金の増によるものでございます。

また、工業用水道事業費用で63万8千円減額いたしまして、総額を5464万1千円とするものでございます。

資本的収支につきましては、資本的収入及び資本的支出ともに158万6千円減額し、資本的収入総額を991万3千円、資本的支出総額を4467万6千円とするもので、主に執行額確定による工事費の減によるものでございます。

以上、「議案第115号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第115号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第116号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算資料の24ページ中段をお願いいたします。まず、業務予定量につきましては、年間総処理水量を4万4384立方メートル減の666万8186立方メートルに改めるものでございます。

次に、収益的収支でございますが、下水道事業収益で4529万4千円減額いたしまして、総額を20億7696万4千円とするものでございます。主なものとしまして、下水道使用料の減及び長期前受金戻入の減によるものでございます。

下水道事業費用につきましては、5808万8千円減額いたしまして、総額を19億536万円とするものでございます。主なものとしまして、終末処理場に係る委託料の執行額確定による減、減価償却費及び企業債利息の減でございます。

25ページをお願いいたします。資本的収支でございますが、資本的収入で5227万8千円減額いたしまして、総額を9億2704万8千円とするものでございます。主なものとしまして、国庫補助金の減でございます。

資本的支出につきましては3867万3千円減額いたしまして、総額を16億4843万2千円とするものでございます。主なものとしまして、施設整備費や施設改良費の委託料及び工事請負費等の執行残によるものでございます。

以上、「議案第116号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第116号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第117号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算資料の25ページ中段をお願いいたします。収益的収支でございますが、収支とも76万9千円減額いたしまして、病院事業収益の総額を4億7790万5千円、病院事業費用の総額を5億2127万3千円とするもので、主に県補助金の減及び人件費の減によるものでございます。

下段、資本的収支でございますが、収支とも5325万円減額いたしまして、収入の総額を3億4234万5千円、支出の総額を3億4284万5千円とするもので、建設改良事業費の工事請負費等の執行額確定によるものでございます。

以上、「議案第117号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第117号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第130号 指定管理者の指定（サンビレッジ茜）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○商工観光課長

「議案第130号 指定管理者の指定（サンビレッジ茜）」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の51ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため、提出するものでございます。施設の名称につきましては、「サンビレッジ茜」でございます。

サンビレッジ茜の指定管理者、指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が9月29日、10月16日の2回、開催され、選定の結果「一般財団法人サンビレッジ茜」が候補者に選ばれ、10月23日に飯塚市指定管理者選定委員会より市長に答申がなされました。指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。51ページに選定の方法及び理由、52ページに提案理由、53ページに施設の概要、54ページに指定管理者となる団体の概要、公募及び選定の概要、募集時点での指定管理料上限額、最後に選定評価結果を記載しております。内容については省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、サンビレッジ茜の指定管理者の指定について、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

このサンビレッジ茜の、今回指定管理者になったところは、「一般財団法人サンビレッジ茜」というところですよ。これは今後5年間指定管理者ということですけど、この団体しか応募されてないわけですよ。それで、これは何回目ですか。

○商工観光課長

平成18年度から始まっております。今回で第4回目になります。

○道祖委員

4回目で、この「一般財団法人サンビレッジ茜」以外のところがここの指定管理者になっていたことがありますか。

○商工観光課長

今回も含めて、ございません。

○道祖委員

であるなら、何で指定管理者で5年間というのを区切るの。何回もやっつけて、ここ1団体しか応募しない。で、ここに決まるわけですよ。私は実績を見て、指定管理者制度が5年間ということはいかかなものかというふうに思うんですよ。前から言っていますけど。この団体が平成18年からということは、もう15年、14年になるわけですかね。であるなら、ここしか来ない、ここがまた大体このサンビレッジをつくったときからの、旧町のときからのいきさつがあるわけでしょうから、であるなら、やはりここの生活の安定とかそういうことを考えると、もう指定管理者制度で5年間というふうに区切ることは必要ないんじゃないんですか。再考すべきじゃないですか。そう思いませんか。ほかのところが競合して何者か来ます。それとか、あなた方が公募したときに何か新たなことを求めているのか。求めているから公募をしなくてはいけないとかいうことがあるなら、それはまた視点が違いますけれども、ここの1団体

しか来ないし、運営上に何か瑕疵があったんですか。ないわけでしょう。それを何で5年の指定管理者制度ということで、繰り返し、繰り返しするんですか。ここで働く人たちの生活を考えたら、やはり20年、30年という長期で考えていくべきじゃないですか。そうしないところで働いている人たちの、やはり生活の安定というのはできないんじゃないですか。それともそのサンビレッジ茜はこれは将来的には5年後には廃止するという計画でもあるんですか。ないならば再考すべきではないかと思えますけど、ちょっと考えを聞かせてください。

○商工観光課長

はい、ただいまご意見いただきまして、そのとおりでというふうに考えます。今回5年間の指定期間を区切った理由としましては、確かに従来どおりの指定管理の考え方で、5年間という指定を行っております。ただ、今ご意見をいただいて、従業員さんの、それから生活の安定と、そういったものを考えたときに、10年、20年というような期間を設定するということは、やぶさかではないというふうに考えますので、今後、今度の5年間が終了するまでに、執行部のほうというか、事務局のほうで、その指定期間について考えていきたいと思えます。

○道祖委員

今、定住政策とかそういうことを考えて、人口をふやすもしくは人口が減らないようにという考え方でやっているわけですよ。そうであるならば、やはりそういう視点からも、指定管理者制度を5年ということは見直しが必要だと思いますので、この間、5年間ありますから、どういう形がよろしいのか十分検討して、ご配慮いただければと思いますので、よろしく考慮していただいて取り組んでいただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

今、18年間でしたかね、同じ業者でずっときたということで、ここで1者公募ということで、応募ということで、これ評価点を書いてありますけど、この720点満点中の412点、合格とかだめとかいうのはあるんですか、何点で。それともう一つ、その720点中の412点の評価というのは、どう思われるんですか。

○商工観光課長

まず1点目のいわゆる合格ラインといいましょうか、それにつきましては、50%以上の点数というふうにしておりますので、360点以上で選定されることとなっております。それから、この412点の評価につきましては、これは選定委員さんたちに各項目で選定というか、評価をいただいております。パーセンテージでいきますと57%、720点満点でパーセントで表すと57というふうになります。この評価が高いか、低いかわれれば、57という数字を見ればそこまで高くはないとは考えておりますが、ただ、この点数だけではなく、今までの実績等もござりますので、執行部としてはこの点数は合格ラインに達しておりますし、今までやってきた実績、これからのことを考えて十分にやれる指定管理者だというふうに考えております。

○城丸委員

お話はわかりましたけど、ずっとやってきたんだったらもう少し点数が高くていいんじゃないかと、私は思うんですけど。それか、何か点数の項目が何かおかしいのではないかとというふうに思います。もうちょっと努力をするように言っていんじゃないでしょうか。意見として言います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第130号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第132号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第132号 市道路線の認定」について、補足説明させていただきます。

議案書57ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、3路線、延長264.1メートルでございます。

路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は寄附採納により路線認定を行うものです。路線箇所は58ページに記載しております。

路線明細の左端に記載しております一連番号2番及び3番の路線は、県道飯塚穂波線整備に伴い路線認定を行うものです。路線箇所は59ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第132号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:50

再開 11:00

委員会を再開いたします。

道祖委員から「飯塚市定住促進住宅改修補助金制度について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

以前の委員会でも、飯塚市定住促進住宅改修補助金制度について、いろいろ意見を言わせていただきまして、見直し、検討を要望しておりました。その辺の取り組み状況はどうなっているのか、またその際に、増築についていろいろ議論しましたけれど、現在の補助金制度には増築は含まれてないということを確認いたしましたので、これについてちょっといろいろ意見の交換をしたいなというふうに思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「飯塚市定住促進住宅改修補助金制度について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「飯塚市定住促進住宅改修補助金制度について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

飯塚市定住促進住宅改修補助金制度については、以前の委員会でいろいろ要望していたと思います。それについての取り組みはどうなっておるのか、経過報告をお願いします。

○住宅課長

9月15日、経済建設委員会において、委員よりご要望といたしまして、補助金を出すときの条件が今のままでいいのかどうか見直してほしいとのご要望いただいております。この件につきましては、対象工事の内容において、他市の状況や問題点の整理、対策方法、また関係部署との協議、確認を行っており、検討している最中でございます。また、増築についても、他市の状況等を調べておりまして、近隣の市町村で言えば、嘉麻市がやっている状況でございます。ほかについては、県南のほうの八女市、筑後市、久留米市等がやっているような状況をつかんでおります。これについても、問題点等を整理し、対策方法についての検討を行っている状況でございます。

次に、地元業者の活性化のために期限を切って補助金の増額について考えてほしいとのご要望もいただいております。これについては、他部署と新型コロナ対策を含め、市全体において検討しております。

○道祖委員

検討していただいているということで、ありがとうございます。検討していただいて、来年度の予算に当初予算にのるか、補正で考えていただくかになるかとは思いますが、ぜひ一般質問でも行いましたけど、地域経済の活性化を考えると地域の内需拡大をやっていかないとだめだと思うんです。例えば、昨日の一般質問でやりとりがございましたけど、生活安定のための補助金がいろいろ出されておりますけど、総合支援資金貸付金というのに対して、11月末現在で1206件申請があったというふうに言われておりました。そして、延長の申請をされた世帯が592件あったそうです。これは執行部の答弁です。この延長された業種別を見ますと、飲食業が128件、無職は96件、建設業は89件、運送業が67件、製造業が35件というふうに言われておりました。私が問題にしたいのは、建設業でもやはり89件延長申請をしているということです。それだけやはり仕事の量が減ってきているのではないかと、そのような気もするわけですが、こういうことから考えたら、コロナで地域経済が活性化してないならば、活性化するために補助金を少しでも時間を切って2年なり3年なりで構いませんから、増額して、意識づけとか、意欲づけとか、そういう形にしていって、地域経済を活性化させるべきだというふうに考えます。その点を考えて取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

それと、増築については調べていただいているということで、ぜひ検討していただきたいんですけど、増築の場合は10平方メートル以上は建築確認がいるんですけど、10平方メートル以下は要らないんですよ。しかし、10平方メートル以下ということは3坪なんですよ。新築をつくるよりも増築をするというのが、1回ある物を壊して、そしてつくろうということになりますから、増築しますから、費用が新築のときよりも必要になってくるんです。だから必要になってくるということですよ、増築というのは。私はそう思います。ちょっと確認しますが、新築よりも増築のほうが費用がかかるか、かからないかだけちょっと確認しましょう。

○住宅課長

新築よりも増築のほうが既存部分の解体とか、補修とかがありますので、費用がかかるのではないかとこのように判断しております。

○道祖委員

費用がかかるということは、小さな仕事でも、やはり地域経済に与える影響というのは大きくなるということなんです。だから、増築を何で入れてないのか不思議でたまらなかつたんです。自分はもう入っているものと思っていましたからね。だから増築を入れるべきだというふうに思うわけです。それと、「テレワーク」という言葉が、今さんざん言われております。何かというと、「家庭での仕事」。家庭で仕事をするから——じゃあ仕事の場が狭ければ増築する可能性があるわけですよ。だから、コロナ対策としても増築はしてもよろしいよというふうに考えてもよろしいのではないかなというふうに思うわけです。それと増築しますと、これは固定資産税も入ってきますよね、当然。10平方メートル以下だったら建築確認が要らないから、申請しないから調査が来ない可能性があるんですよ。だけど、補助金を出せば、当然固定資産税の査定に入ることができるから、取りこぼしがなくなるのではないかとというふうに私は思うんですよ。そういうことを考えたら、やはり増築も定住という意味合いでこの制度があるならば、増築というものだけでもいいから、補助金を別個に設けても構わない。それかつけ足すような形でも構わないけれど、やっぱり考えて取り組むべきだというふうに私は思います。これは、やはり地域経済を回していくためには、こういうことも配慮が必要ではないかなというふうに思います。そういう点を考慮して取り組んでいただきたいとお願いいたしますが、どうお考えでしょうか。

○住宅課長

増築についてのご意見をいただきましてありがとうございます。増築については委員も御存じだと思いますけども、10平方メートル未満で確認申請がいらぬ用途地域と、10平方メートル未満でも必要な地域というのがありますので、その点を事務としてどういうふうに対応していったらいいかなどというような検討をさせていただいているところでございます。これから内容等、あと事務的にどのようにできるかというような内容を検討させていただきながら進めてまいりたいというふうに判断しております。

○道祖委員

これは定住政策の制度ですよ。今コロナになってもう東京に住まなくてもいいとかいう人たちが、要はテレワークができるから田舎でもいい、ふるさとでもいいとかいう傾向が出ているんですけど、そのときに、どうやってその制度とかそういう移住に対する制度があるか調べるかと思ったら、タブレットに全部出ているんですよ、データが。それで比較するわけですよ、全国。見ようと思ったら見られるんですよ。どういう制度があると。出産・子育ての給付金から住まいの給付金、公共サービス、治安、そういうやつがきちっとこういうタブレットで、データで出てきているんですよ。だからそういうことを考えると、比較するときにもう既に負けている。増築とか補助金の金額とか、よくよく考えて取り組まない。財源の問題もありますけど。ただ、やはり今やって、定住政策を進めていくいいチャンスかもわからないから、そういう意味では積極的に上の方々と相談して、財政調整基金はまだ119億円あるわけですから、そのうちの幾らか出してもらいなり、また、実際この8万円になって、金が余っている事実もあるから、やっぱり政策は思い切って打ったほうがいいんじゃないかと思えますよ。この改修の補助金が最後締めたら、年度末で締めたら残りました。何で残ったんだということをまた質問されないように、頑張っていたきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について、報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「企業誘致の取組について」、報告を求めます。

○産学振興課長

企業誘致の取組につきまして、令和2年6月1日に立地協定を締結いたしました日之出工業株式会社に対し、市有地の処分を行いましたので、その概要をご報告いたします。

お手元にお配りしております「企業誘致の取組について」の資料をお願いいたします。

目尾工業団地第2区画への企業誘致につきまして、飯塚市柳橋の面積4434.14平方メートル、約1344坪の市有地を、糟屋郡粕屋町にごございます合成樹脂複合加工の企業であります日之出工業株式会社の工場用地として売却しております。契約締結日は令和2年11月16日、処分価格は3936万7千円でございます。

なお、工場の建設に当たりましては、できる限り地元業者を活用いただきますようお願いをしております。

また、8月開会の本委員会におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により工場建設がおくれておりますことをご報告いたしました鯉田工業団地第1区画に進出する中村精工株式会社につきましては、来年2月から工場建設に着手いたしますことをあわせて、ご報告いたします。同者を含め、工事着工に伴う地元調整等、円滑な事業推進に向け、引き続き誘致活動の取組みとしまして支援してまいりたいと考えております。

以上、ご報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

いろいろ報道されておりますけど、前回の委員会で深町委員が質問されていたと思いますけれど、企業誘致の用地がもうないということになりますよね。そして、民間の用地を活用するというのでバンクをつくって取り組んでおりますけれど、結果として民間のほうから企業が来るならば、うちの土地を提供してもいいよというような話は出てきておるのかどうか。それとともに、そのコロナが落ちついたら、必ずしも都心部に会社がなくてもいいというようなことがあるわけですから、そういう企業も出てきていますから、そのときの迎える体制というのはできつつあるんでしょうか。

○産学振興課長

委員ご質問の1点目につきましては、企業立地用適地バンクについてでございます。昨年12月から制度開始いたしまして、制度開始以降、飯塚市多田地区、庄内田川バイパスの隣接地でございますが、こちらの民有地につきまして1件の登録を行いました。その後この民有地につきましては、民々の売買におきまして譲渡されましたため、現在、掲載物件はない状況となっております。本事業の運用前には福岡県宅地建物取引業協会筑穂支部並びに全日本不動産協会福岡県本部のご協力、ご賛同というのはいただいておりますが、なかなか実績として上がっていないという状況でございます。総会等を通じて同団体へのご説明、それからお願いを継続して進めてまいりたいと考えております。

また、受け皿ということで、工業団地でございます。進出のご意向を持つ企業のニーズに応えるためには立地場所というのは重要な要素となり、立地場所について企業の選択肢をふやすことが企業誘致に効果的であると認識いたしております。一方で工業団地につきましては、市が所有する土地においては適地がないといった状況もございます。また民間の所有地を購入する場合、特にバイパスに近いなどの好立地の場合は多額の費用も予想されることから、現段階

では工業団地について決定したものは何もございませんが、現在、調査研究をしているという状況でございます。

○道祖委員

企業進出に対しての問い合わせもないんですか。出てきたいけれど土地があるかというような話はあるんですか。

○産学振興課長

企業からの問い合わせ状況につきまして、令和元年度、平成31年4月から令和2年3月まで、かなりの問い合わせ件数、具体的に23件の問い合わせがっております。このうち6件が都市圏のIT企業さんという状況となっております。また本年度につきましては、コロナ禍の状況もございまして、9件の問い合わせがございまして、そのうち2件につきましては、民有地について確認してほしいとのことで、土地所有者への意向確認などを行っているという状況でございます。

○道祖委員

思った以上に問い合わせがあるということでしょう。全くないというわけじゃない。だけど受け皿がないということで非常に困って、これからいくんじゃないかなと思うんですけどね。やはり市として企業誘致をどうするか、もう一度民間の適地バンクとともに、やはり工業団地をある程度確保する、つくっていかないと、やっぱり受け皿がなければ、やっぱり出てこないんじゃないんですかね。というのは、私、昔、こういうことがあったんですよ。今、スズキの納車センターができていますよね。あれはもともと住宅用地で市が持っていたんですよ。旧飯塚市が。それで住宅を建てるという話で進んでいたんですけど、民間に払い下げるなり何かして、住宅用地として取得していたんです。しかしそのときに、トヨタが宮若市に出てくるという話、出る、出らんとかいう話があって、それで、出てくるから工業団地を整備すべきだということを一一般質問等で行った記憶があるんです。そのときの市長が皿をつくっても料理が、盛る料理がないとだめだという答弁をした記憶があるんですよ。だけど、その後トヨタが出てきたんです。それから工業団地をつくるということで用途変更して工業団地をつくっていったんです。だけどそのときに、もうトヨタの関連企業は、土地がないからあの周辺に張りついてしまったんですよ。そしてその後に工業団地ができて、それからまた執行部の人たちが努力して、スズキの納車センター等ができてきたといういきさつがある。やはり、いざというときに定住人口をふやすということを考えると、雇用の場を確保する———どういう形態の工業団地がいいか、それは考えていかなくてはならないと思いますけれど、やはり受け皿は、やはり必要じゃないかなと、今になって、このコロナの影響を考えて、コロナが落ちついた後の企業のあり方等がいろいろ言われておりますので、やっぱり思い切った施策をやるべきではないかなというふうに個人的に思いますけれど、あなた方はどういうふうに考えているのか、ご意見等があったらお聞かせいただきたいと思います。

○経済部長

工業団地につきましては、先ほど担当課長が申し上げましたとおり、民間の適地についてもなかなか情報がないような状況がございまして。また、企業の進出情報、これについても一定の数はあるかと思っております。委員が言われますとおり、雇用の確保というのは重要な施策と考えておりますので、企業の進出の情報なり、そういったところも含めて情報をキャッチしながら、例えば、それに応じたそれなりの雇用の確保というところも図られるようであれば、そういった適地、そういったものも研究していきたいと考えております。

○道祖委員

ある意味やっぱりチャンスかもわかりませんので、経済の動きを見ながら経済の動きにおくられることなく、やはり取り組んでいただきたいなということをおもうわけです。これはじゃあどこにどうだということは今すぐ結論の出る問題ではないですけど、どうあるべきかはやっぱり

り考えていただきたいと思いますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地方卸売市場敷地の活用（企業誘致）について」、報告を求めます。

○産学振興課長

飯塚市地方卸売市場敷地の活用につきまして、ご報告いたします。市場敷地の活用につきましては、昨年8月の本委員会におきまして、株式会社イズミを候補者として、「ゆめタウン」の立地について企業誘致の取り組みを進めていくことをご報告し、その一環といたしまして、11月27日に同者と「大型商業等施設の立地に関する協定書」による協定を締結しましたことを、ご報告いたします。

協定書の内容につきましては、別紙「大型商業等施設の立地に関する協定書」をお願いいたします。本協定は、飯塚市が誘致に取り組む目的や地域の活性化などにつきまして、しっかりとご理解いただくため締結したもので、第1条におきまして、本協定の目的及び飯塚市の誘致事業の目的について相互に確認し、第2条で相互に協力する事項を、第3条で立地場所及び開設に向けた協力について定めております。

次に同者との協議状況につきまして、A4サイズの資料に戻っていただき、2のところをご覧ください。主な協議内容について記載しております。

最後に、地元の皆様、商店街関係者の皆様への説明につきましては、協定締結前には、企業誘致の取り組み状況のご説明を、締結後は、協定締結の内容につきましてご説明しております。

施設の立地につきましては、協定締結時に同者より3年後を目指したいとの発言もございましたが、現段階で、立地の時期は決まっているものではなく、多くの時間を要すると考えております。協定書の第3条に円滑な事業推進のために相互に協力するとありますように、円滑な事業推進のため、地元の皆様や商店街、市場関係者の皆様へのご説明も時間をかけて行う必要があると考えております。

そのような取り組みを行いつつ、企業誘致の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中博文委員

11月27日に立地の協定の発表が報道されたんですけども、このイズミと立地の交渉をするという話があったのが、7月の最初ぐらいだったと記憶しておるんですけども、そのときには店舗の概要、雇用の考えなどを確認し、にぎわい創出、市全体の発展を考え、同者を企業誘致と位置づけて、施設の立地に関し協議調整を行いたいというような報告があったように記憶しているんですが、既に立地に関し協議調整を行いたいという形で、もう既に、昨年、令和元年の7月ですから、今もう1年半ぐらいたっているんですが、その間、イズミのほうと何回ぐらい協議を、どこの部署がされたんですか。

○産学振興課長

同者との協議につきましては、昨年3月に市場移転後の敷地の活用について、企業誘致に取り組むことを決定し、それ以降、企業誘致、私どもが担当しております産学振興課のほうで担当のほうをさせていただいております。その後、5月に同者から連絡を受け、市内部の意思決定後、8月の経済建設委員会に同者を候補者として企業誘致に取り組むことをご報告しているところでございます。これまで、12月の経済建設委員会では、地元説明会や商店街関係者と

の意見交換などを行っている状況をご報告させていただきましたが、この協定書の配付しております2ポツのところにありますように、飯塚市が企業誘致に取り組む目的や協力事項、こういったところを集中的に協議を行いまして、11月27日に至ったというところでございます。何回というところがございますが、企業誘致、他の企業誘致も同様に、企業誘致の取り組みとなりますので、詳細については控えさせていただきます。

○田中博文委員

今協定の報告とありましたが、期限も3年、1カ月前にそれぞれ双方申し上げなければそのまま延長して1年ずつということですので、いつ、要するにこのイズミが決定するのかというのは全然今わかってないという話をされるんですけども、令和元年7月に報告をいただいたときには、今後、地元住民、市商工会、商工会議所、中心商店街と意見交換を行うなど取り組みを進めたい。なお、本件企業誘致については商業団体との連携が不可欠であり、経済部を所管課として進めていきたいと、そんな報告もあっているんですが、要するに、イズミに出て来ていただくにはそういったところを踏まえて条件整備をやるというところを、もう既に7月の段階で方針を決めてありますので、それを踏まえてイズミさんと交渉してこの立地の協定書を進めていかれると。また、イズミの社長、代表者のコメントも載っていましたが、もう筑豊に決めた理由とか、そういったことまで載ってますので、普通の方が見ればもうそんなに遠い将来進出じゃないなというような感じを受けられたんじゃないかと思うんですけども、今の課長の話になると、今から詰めると。進出するかどうかわからないというお話をされるんですが、進出されるかわからないという理由が何なのか、市が一番危惧してあるところというのは何かあるんですか。

○産学振興課長

まずは冒頭にございました3年という協定書の第5条のほうに期間ということで記載をしております。これにつきましては、先方企業の意向を踏まえ、協定書の有効期間を3年としたところがございますが、それに追加する形で私どもの考えを踏まえて、その後、自動更新できるように文言を追加したところがございます。立地に関する協定書でございますので、複数年の効力を担保するために記載した事項となりますが、やっぱり多くの時間が私どもはかかるというふうに考えております。協議内容といたしましてはもろもろございます。中心商店街の今活性化をどうしていくんだという勉強会もやっております。その中でも影響が出てくると思っておりますし、菰田・堀池地区の活性化基本方針、平成30年に策定した方針に基づく活性化事業もございます。こちらにつきましても、大きな事業の一つになると考えております。こういったところとしっかりと連携、取り組みを一緒にやっていくような、そういった状況をつくらなければならないと思っておりますし、2ポツのところ、一番最後に書いておりますが、都市計画の手续、こういったところというのも手续としては非常に重要に時間がかかるのではないかとこのように考えております。何よりも第2条に記載のここに、やっと今合意をしたという状況でございます。こういった施設になるように、今から施設の規模や概要について、しっかりと私どもも意見を言わせていただきながら、立地に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○田中博文委員

このイズミ、ゆめタウンの立地というのは、市全体の発展までも大きく寄与するんじゃないかという位置づけをされていますし、当然飯塚駅前菰田地区のまちづくりも関与しますんで、イズミの話はきちっと固まらないことには都市施設整備推進室の方なんか話がされないんじゃないかと思えますけど、そこのところの連携はどんな形でされているんですか。

○産学振興課長

配付資料の3番目に書いております、この地元住民商店街関係者への取り組み状況の説明でございます。これにつきましては、私、今説明が不足してございましたが、12月6日から、こ

これは企業誘致の取り組み状況をご説明するというよりは、菰田・堀池地区の活性化の今の取り組み状況について、地元の皆様にご説明をさせていただいた中で、私どもの企業誘致の進捗状況をご報告させていただいております。こういったことで所管課でございます都市施設整備推進室とは連携を図りながら、現在進めているという状況でございます。

○田中博文委員

地元の方にはこの都市施設整備推進室が話をしているんですけども、じゃあイズミのことを聞かれたときは、ここは都市施設整備推進室が説明するんですか。だからその整合性が無いとうまく話が伝わらないんじゃないかと思って心配して聞いているんですけど、どうなのでしょう。

○産学振興課長

都市施設整備推進室が説明する際には、私どもも一緒に同席いたしまして、一緒に説明をさせていただいております。

○田中博文委員

新聞報道がこんなに出ましたんで、慎重に進めていただいて、ぜひとも飯塚市全体のことを考えて進出をというふうに願うんですけども、いろんな、議会に対しても、市民の方に対しても、どんな形で報告をされるのか、去年、この件については特別委員会でも議会のほうで設けようかという話も出ましたけれども、結局、所管の委員会で報告を受けようという形になった経緯もあると思いますけれども、なかなかこの件については所管の委員会にも報告はなかなかされないし、現状がどうなっているのかわからないし、議会としてそれなりのちゃんとした情報を市民の方に聞かれたら、それなりの説明をしたいなと思っているんですけども、今後この協定書に基づいて話を進めるときに、改めてどんな形でご報告されるのか、そこを再度お尋ねしてよろしいでしょうか。

○産学振興課長

協定書を11月27日、締結いたしまして、第3条のほうに記載をしておりますが、開設に向けた円滑な事業推進のため、相互に協力するというところで合意をしております。円滑な事業推進のためには、中心商店街、それから地元の住民の皆様、商業関係者の皆様、まだまだ説明が足りてないと思っております。まずはそういったところにご説明をさせていただき、そのご説明のご意見なり、また議会のほうで、委員会のほうで報告をさせていただきたいと思っております。また、昨年より施設の規模や概要がわかればご説明させていただきますということ、これは地元の住民の方からも、商店街からも口頭で要望をいただいております。こういったことで、施設の概要、まだいつの時期というのは全く決まっておりますが、施設の規模や概要がわかり次第、ご報告のほうをさせていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

私自身はこのイズミが出て来てくれて、飯塚駅周辺が活性化する、菰田・堀池が活性化することがやっぱりこの飯塚市にとって大きなインパクトがあると思っております。飯塚市にとって大きなプロジェクトだというふうに思っておるんですけど、たしか中心市街地活性化をする際にはプロジェクトチームをつくって取り組んでいたというふうに記憶しておるんですけど、この際やはり、市はやはり、大きなプロジェクトだと私思っていますから、体制を、市の取り組み体制を整えてやっていかないといけないのではないかというふうに思いますが、専門チームをつくる考えは必要ではないかと思っておりますけど、どう思いますか。

○産学振興課長

現在、企業誘致の取り組みを進めさせていただいております。その中でおっしゃるとおり、都市計画課や都市施設整備推進室、商工観光課等々、関係課がたくさんございます。そういっ

たところとしっかりと連絡・連携を密にしながら、私どもでこの企業誘致に取り組ませていた
だきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○道祖委員

田中委員もおっしゃっていましたが、これが、イズミが一つの核になって、飯塚地区の、
菰田・堀池地区の再開発が進んでいくんだろうと思うんですね。であるならば、やはり経済
部だけでは、企業誘致という意味合いだけでは、やはりまちの再活性化には力がやっぱり少し
弱いところも出てくると思いますので、関係部署と調整しながらというのは当然でしょうけれ
ど、やはり考え方として一つのプロジェクトチームをつくってでも飯塚市の将来のために取り
組んでいくというような発想を持って取り組んでいていただきたいということを要望して終
わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「いづかスポーツ・リゾート宿泊施設利用状況について」、報告を求めます。

○商工観光課長

いづかスポーツ・リゾート宿泊施設利用状況について報告いたします。

令和2年4月にオープンして以降の利用実績として、施設の種類ごとに表にしております。

添付資料をごらんください。宿泊施設の種類として、トレーラ棟4棟、テント棟6棟、ホテル
棟15室、コテージ棟5棟となっております。

利用実績につきましては、4月、5月について、新型コロナウイルス感染症による非常事態
宣言が発令されたため、営業日数の縮小を行っております。

6月につきましては、非常事態宣言が解除されましたが、施設としては引き続き慎重に対応
したいということから、営業を毎週土曜日のみとしております。

7月以降につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら通常どおりの開館と
なっております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

コロナの状況の中で、一生懸命営業して、大変なご苦労があっているんじゃないかと思いま
すけれど、利用者の感想はどうなっているのか、把握しているならばお聞かせいただきたいと
思います。

○商工観光課長

利用者の感想としましては、いわゆる今まで飯塚になかったような施設で大変楽しいといっ
たこと、これは直接聞いたわけではございませんが、いわゆる従業員の方、支配人の方からお
聞きしております。

○道祖委員

この利用者は市外の方が多いんでしょうか。どういう傾向にありますか。お尋ねいたします。

○商工観光課長

こちらにつきましては、市内よりも市外のほうが利用状況が多くなっております。

○道祖委員

もうちょっと、冷たくそういう言い方しないでさ、もうちょっと、例えば福岡の方がいらっ
しゃるとか、直方の人だって市外ですよ。嘉麻市でもね。そうじゃなくて、遠来の方がやっぱ
り興味を持って来ていただいているかどうかというのを聞きたいんですよ。飯塚市には今まで

なかった、筑豊には今までなかったような施設だと私思っていますので、どれぐらい、何というか、認知度が広がっているのか、やっぱり利用している方によってそういうのが見えてきますから、その辺は把握しているのなら教えていただきたいし、もし把握してなかったら、今後報告のときに稼働率だけじゃなくて、どういうお客さんが、客の層というか、そういうのを報告していただければと思います。よろしくお願いします。

○商工観光課長

大変失礼しました。私が稼働率、数字ばかりを追っかけていましたので、答えがそういうふうになってしまいまして、申しわけありません。今ご質問のいわゆるどこら辺から、全国のどこら辺から来ているのかというご質問ですが、人数については、現在、まだそこまでつかんでおりませんが、ただ、地域としては関東地方とか、遠くから、遠方のほうからも来られているというのはお聞きしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「『飯塚市下水道ストックマネジメント計画』の策定について」、報告を求めます。

○上下水道施設課長

このたび、現在の下水道施設の改築・更新計画であります、飯塚市下水道長寿命化計画が、令和2年度で事業期間が終了しますことから、令和3年度以降も国の交付金を活用し施設の改築更新事業を実施するため、次期計画として「飯塚市下水道ストックマネジメント計画」を策定しましたのでご報告いたします。この計画は、国の「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン2015年版」に基づき策定したものであります。

最初に今までの「長寿命化計画」と「ストックマネジメント計画」との違いについて説明いたします。

従来の長寿命化計画の手法では、劣化が確認されたものに対して調査を行い、調査結果により5年程度の短期的な修繕・改築の計画を処理場施設、各ポンプ場施設、管路施設の施設ごとに策定し実施するものでしたが、資産の増加や施設の老朽化等により、この手法では施設の管理が困難になってきました。今回のストックマネジメント計画では、保有する全ての施設を対象として長期的な視点での今後の老朽化予測とリスク評価等による点検・調査の優先順位づけを行った上で調査対象施設を抽出し、調査結果から5年程度の短期的な修繕・改築計画を策定し、実施します。また、実施状況を次期計画にフィードバックし、適時見直しを行うことで、施設全体を対象とした施設管理を最適化するものです。

資料をごらんください。こちらは計画の概要版となっております。

1ページをお願いします。まず、「1 業務の目的」ですが、先ほど長寿命化計画との違いの中で説明しました内容と重複しますので割愛いたします。

次に「2 計画の位置づけと計画期間」ですが、本計画は、第2次飯塚市総合計画を上位計画として、飯塚市汚水処理構想、飯塚市公共下水道事業計画等の関連する計画との整合性を図り、策定しております。また、計画期間については、今後50年から100年間を見据えた施設管理計画とし、修繕・改築に係る具体的な計画は令和3年4月から令和8年3月までの5年間としております。

続きまして、本計画の基本的な考え方として下にフロー図であらわしておりますが、①で施設の重要度、災害時における被害規模、不具合の発生確率などをもとにリスク評価を行い、評価結果をもとに②の施設管理の目標及び③の長期的な改築事業のシナリオを設定します。シナリオをもとに④で点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定し、これは5年程度の短期計画です。計画を実施、施設情報を蓄積し、評価、見直しを行うことで、ストックマネジメント（施

設管理)の精度向上を図るものです。

2ページから3ページにかけて管路等及び終末処理場及びポンプ場の「リスク評価と長期的な改築事業のシナリオ設定」について、4ページに「点検・調査の方法と対象施設の選定方針」及び「修繕・改築の実施とフォローアップ」について記載しております。

詳細の説明については省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告をいたします。

今回、ご報告いたします工事は専門工事1件、土木一式工事1件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして、1件目につきましては、「指名競争入札参加者指名基準」及び「運用基準」に基づきまして、専門工事鋼構造物に登録されている市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。また、2件目につきましては、「条件付一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、市内土木一式工事のS等級、I等級及びII等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。杉園橋補修工事につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6050万円、落札率95.93%で「株式会社オカベ工事」が落札をいたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。大日寺・吉原町線道路改良(その2)工事につきましては、25者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5402万2100円、落札率85.09%で「小金丸建設株式会社」が落札をしております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式にて落札者を決定しております。

以上、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。